

<令和4年4月1日現在>

兵庫県



兵庫県マスコット
はばタン

中小企業融資制度

① 伴走型経営支援特別貸付

**金融機関の伴走支援を受け、経営改善等に
取り組む場合、保証料負担を軽減します。**

対象者：新型ｺｳｸｲﾙｽ感染症の影響で売上が減少しており（※）、
経営行動計画を策定した中小企業者、個人事業主

（※）セーフティネット保証4号、5号(要件あり)の認定取得、
または所定の売上減少要件を満たすこと（チラシ裏面参照）

信用保証料：下記の通り、**保証料が軽減**されます

【セーフティネット保証4号・5号利用の場合】

事業者実質負担保証料率：**0.2%**

約3/4相当分の保証料を補助

【上記以外の保証を利用の場合】

保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
事業者実質負担保証料率(%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

利率：年**0.9%**（固定）

限度額：**6,000万円**

期間：**10年（据置5年）**以内

資金使途：運転・設備資金、**兵庫県信用保証協会付融資の借換資金**

（お問い合わせ先等：裏面へ）

R4～拡充！！

県制度融資の既往借入金に
限らず、保証付融資の既往借
入金まで広く借り換えるこ
とができます！

【「伴走型経営支援特別貸付」の売上減少要件について】

◆セーフティネット保証5号を利用の場合（次のアまたはイのいずれかに該当すること）

ア. 売上高等減少率15%以上

イ. 売上高等減少率が15%未満である場合、最近1か月間に対応する前年同月の売上高がコロナ前決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少

◆上記以外の保証を利用の場合（次のウまたはエのいずれかに該当すること）

ウ. 最近1か月間の売上高が前年同月と比較して15%以上減少

エ. 最近1か月間の売上高が前年同月と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高がコロナ前決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少

次の②～④の新型コロナウイルス感染症対策資金も、引き続き利用可能です。

※②～④の対象要件

売上減少5%以上又はセーフティネット(4号・5号)の認定を取得した方

※②～④の取扱期間：令和4年6月30日融資実行分まで

② 新型コロナウイルス対策貸付

☞売上減少時の運転資金！

利率：年0.70%(固定)

期間：10年(据置2年)以内

限度額：2.8億円

③ 経営活性化資金 (新型コロナウイルス対策)

☞迅速な審査！

利率：金融機関所定利率

期間：10年(据置1年)以内

限度額：5,000万円

その他：取扱金融機関と1年以上の与信取引等が必要

④ 借換等貸付 (新型コロナウイルス対策)

☞既往債務の負担軽減！

利率：年0.70%(固定)

期間：10年(据置1年)以内

限度額：2.8億円

その他：県・神戸市融資制度等の借換により返済負担の軽減が可能

※取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。また、主な内容を記載しているため、上記以外の要件等がある場合もあります。

詳しくは、ホームページをご覧ください

https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr08/ie05_000000031.html



<問い合わせ先>



※ 融資申込は取扱金融機関が窓口となります
取扱金融機関又は兵庫県産業労働部地域経済課へ
電話 078-362-3321(地域経済課)